

令和5年2月春日市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和5年2月13日(月) 開会午前10時00分
閉会午前10時30分
- (2) 場所 市役所本庁舎 407会議室

2 出席委員氏名(敬称略)及び人数

白水 善継、山内 寿郎、武末 善和、薛 芳子、高橋 正生
鬼倉 美代子、白水 高子、田中 良輝、松尾 源吾、八尋 將泰
以上 10 人

3 総会に附した議題及び審議の内容
別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

- (1) 動議 なし
- (2) 提案者

5 議事録署名員に指名された委員

鬼倉 美代子、白水 高子

6 書記氏名

中村 丈一郎

7 事務局出席者

三丸 瑞恵、近藤 憲明、中村 丈一郎

令和5年2月定例総会議題及び審議内容

<p>会長</p>	<p>定刻となりました。ただ今から令和5年2月定例総会を開会いたします。 本日は委員10名中10名の出席となっております。春日市農業委員会会議規則第6条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立します。 それでは、春日市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、鬼倉委員と白水委員にお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局職員の中村氏を指名いたします。 では、事務局より説明を願います。</p>
	<p style="text-align: center;">報告第1号 農地転用届出について</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は議題事項がありませんので報告事項から説明します。 農地転用届出の受理件数は農地法4条が1件です。 【1件目】 農地の所在地を確認します。(全体図で位置を確認) 届出書の内容について確認します。(状況報告書で届出内容を確認) 現地を山内委員と確認しましたが問題はありませんでした。 届出内容について記載のとおりで間違いなく、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。 報告第1号については以上です。</p>
<p>会長 山内委員 会長 各委員 会長</p>	<p>現地確認の結果、問題はありませんでしたか。 問題はありませんでした。 その他、発言のある方はお願いします。 (発言なし) 特に発言がないようですので、報告第2号をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">報告第2号 非農地証明願について</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地証明願の受理件数は2件です。 【1件目】 農地の所在地を確認します。(全体図で位置を確認) 届出書の内容について確認します。(状況報告書で届出内容を確認) この土地について、非農地化後20年以上経過していることが判明したため、農</p>

<p>会長 事務局 会長 各委員 会長</p>	<p>地転用ではなく非農地証明願で対応しています。 現地については、委員との日程調整の結果、事務局のみで行っております。 担当委員とは後日現地確認を行う予定です。 届出内容について記載のとおりで間違いなく、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。 1件目については以上です。</p> <p>現地確認の結果、問題はありませんでしたか。 問題はありませんでした。 その他、発言のある方はお願いします。 (発言なし) 特に発言がないようですので、次をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【2件目】 農地の所在地を確認します。(全体図で位置を確認) 届出書の内容について確認します。(状況報告書で届出内容を確認) この土地について、非農地化後20年以上経過していることが判明したため、農地転用ではなく非農地証明願で対応しています。 現地については、事務局として把握していた土地だったので、今回は省略しております。 届出内容について記載のとおりで間違いなく、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。 報告第2号については以上です。</p>
<p>会長 事務局 会長 各委員 会長</p>	<p>非農地証明願は、過去に農地転用届が提出されていないことによるものなのか。そのとおりです。現在は地目が田畑で工事等を行う情報が入ったら、農地転用届出書を提出するように依頼しております。 その他、発言のある方はお願いします。 (発言なし) 特に発言がないようですので、報告第3号をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">報告第3号 農地法に係る下限面積の撤廃について</p> <p>令和4年12月の総会で農地法に係る下限面積を10aに設定したところですが、農地法改正に伴い、改正施行日令和5年4月1日以降、下限面積要件が廃止されることを総会后に把握しました。 つきましては、4月1日より、農地の取得に係る下限面積を廃止しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 廃止になった背景としては、多様な就農の後押しや市町村間の格差を無くすため</p>

	だとされています。 報告第3号については以上です。
会長	ただいま事務局から報告がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
松尾委員	全国的に廃止になったということでよいか。
事務局	そのとおりです。
松尾委員	転用はどの農地でも行うことができるのか。制限はないのか。
事務局	農業振興地域や市街化区域によっても違いがあります。また、国や県の許可を得ないと転用できない農地もあるので、一定の制限はかけられています。
会長	その他、発言がなければ、次をお願いします。
農業委員会改選について	
事務局	次期の改選は7月に行われますが、各水利組合・財産組合の会長様に対し推薦依頼を1月下旬～2月上旬にかけて行いましたので、報告いたします。 次期農業委員の募集期間は2月15日～3月10日です。改選後も継続して委員にご応募される方がいらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。
会長	発言がなければ、次の総会についてお願いします。
事務局	次回の総会について、開催4月11日（火）午後2時場所406会議室です。
会長	全体を通してご意見やご質問はございませんか。
各委員	(意見及び質問なし)
会長	これもちまして令和5年2月定例総会を閉会いたします。

春日市農業委員会委員

春日市農業委員会委員